

三重県公共工事共通仕様書改訂内容 H16.4.1

ページ	条	現 行	改訂(案)	改訂理由
1-5	1-1-6 技術者等	7. 請負者は、請負金額 500 万円以上 2,500 万円未満の県発注の土木工事（応急工事等の指名競争入札に係るものを除く）において、1 人の主任技術者が兼任できる工事数は、2 件以下とする。ただし、請負金額の合計が 3,000 万円以下の場合はこの限りではない。	7. 請負者は、請負金額 500 万円以上 2,500 万円未満（建築工事にあつては請負金額が 1,500 万円以上 5,000 万円未満）の県発注公共工事（応急工事等に係るものを除く）において、1 人の主任技術者が兼任できる工事数は、2 件以下とする。ただし、請負金額の合計が 3,000 万円（建築工事のみの場合にあつては 6,000 万円）以下の場合はこの限りではない。	兼務制限対象工事を土木工事から全ての県発注公共工事に改訂
1-24	1-1-39 交通安全管理	2. 請負者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通整理員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。 (追加)	2. 請負者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通整理員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。また、必要に応じ、輸送車両について、発注機関名・工事名・請負者名を公衆が認識できるようにするものとする。 1 2. 前項における道路法 4 7 条の 2 に基づく通行許可の確認において、請負者は下記の資料を監督員の要請があつた場合はすみやかに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 車両制限令第 3 条における一般的制限値を越える車両について 施工計画書に一般制限値を越える車両を記載 出発地点、走行途中、現場到着地点における写真（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真）なお、走行途中の写真撮影が困難な場合は監督員の承諾を得て省略できるものとする。 通行許可証の写し 車両通行記録計（タコグラフ）の写し *夜間走行条件の場合のみ なお、大型建設機械の分解輸送については「大型建設機械の分解輸送マニュアル」(平成 1 0 年 3 月(社)日本建設機械化協会)を参考とし、組立解体ヤードが別途必要となる場合は設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	輸送に係る責任の所在の明確化 車両制限令の一般的制限値を越える車両の走行の確認方法を追記
1-30	1-1-44 提出書類	3. 請負者は、工事写真について特記仕様書に電子納品の定めがある場合、又は監督員の指示、又は承諾を受けた場合は、別記に示す要領・基準(案)等に基づき、成果品を電子媒体に格納して CD - R で当面は 2 部(そのうち 1 部は工事写真帳 CD 提出用 に格納)を発注者に提出するものとする。 なお、工事写真を電子媒体で提出する場合、CD - R のラベル作成については三重県 CALS 実証フィールド実験マニュアルに従うものとし、第 1 4 号様式の電子媒体納品書とともに、撮影内容がわかるよう写真データの一覧(サムネール)を A - 4 判縦の用紙に印刷した資料を工事写真帳 CD 提出用に格納して提出するものとする。 別記 電子納品について準拠すべき要領・基準(案)等 (三重県) 三重県 CALS 電子納品運用マニュアル(案) 三重県 CALS 実証フィールド実験マニュアル (国土交通省) 工事完成図書の電子納品要領(案) H13.8 デジタル写真管理情報基準(案) H14.7 電子納品運用ガイドライン(案) H13.3 現場における電子納品に関する事前協議ガイドライン(案)「土木工事編」 H14.2 国土交通省大臣官房官庁営繕部 官庁営繕事業に係わる電子納品運用ガイドライン(案) H14.11 官庁営繕工事電子納品要領(案) H14.11 国土交通省港湾局 地方整備局(港湾空港関係)の現場における電子納品に関する事前協議ガイドライン(案) H14.3 地方整備局(港湾空港関係)における電子納品運用ガイドライン(案) H14.3 (農林水産省農村振興局) 電子納品運用ガイドライン(案)(工事業務共通) H14.7 *なお、上記要領・基準(案)等が改訂、追加された場合には、本仕様書の改訂を待たず上記要領・基準(案)等に従うものとする。	3. 請負者は、特記仕様書に電子納品の定めがある場合、又は承諾を受けた場合は、三重県 CALS 電子納品運用マニュアル(案)(以下「マニュアルという」)に基づき、成果品を電子媒体に格納して発注者に提出するものとする。なお、マニュアルで特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。	三重県 CALS 電子納品運用マニュアル(案)に基づくことに改訂

ページ	条	現 行	改訂(案)	改訂理由																																																																																
1-57	2-8-2 セメント 表 2-26 普通ポルトランドセメントの品質	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">品 質</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比表面積</td> <td>cm²/g</td> <td>2,500以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">凝 結 h</td> <td>始発</td> <td>1以上</td> </tr> <tr> <td>終結</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">圧縮強さ</td> <td>3 d</td> <td>7.0以上</td> </tr> <tr> <td>7 d</td> <td>15.0以上</td> </tr> <tr> <td>N/mm²</td> <td>28 d</td> <td>30.0以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水和熱</td> <td>7 d</td> <td>8.4以下</td> </tr> <tr> <td>cal/g (J/g)</td> <td>28 d</td> <td>9.6以下</td> </tr> <tr> <td>酸化マグネシウム</td> <td>%</td> <td>5.0以下</td> </tr> <tr> <td>三酸化硫黄</td> <td>%</td> <td>3.0以下</td> </tr> <tr> <td>強熱減量</td> <td>%</td> <td>3.0以下</td> </tr> <tr> <td>全アルカリ(Na o eq)</td> <td>%</td> <td>0.75以下</td> </tr> <tr> <td>塩素</td> <td>%</td> <td>0.02以下</td> </tr> </tbody> </table>	品 質		規 格	比表面積	cm ² /g	2,500以上	凝 結 h	始発	1以上	終結	1.0以下	圧縮強さ	3 d	7.0以上	7 d	15.0以上	N/mm ²	28 d	30.0以上	水和熱	7 d	8.4以下	cal/g (J/g)	28 d	9.6以下	酸化マグネシウム	%	5.0以下	三酸化硫黄	%	3.0以下	強熱減量	%	3.0以下	全アルカリ(Na o eq)	%	0.75以下	塩素	%	0.02以下	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">品 質</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比表面積</td> <td>cm²/g</td> <td>2,500以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">凝 結 h</td> <td>始発</td> <td>1以上</td> </tr> <tr> <td>終結</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">圧縮強さ</td> <td>3 d</td> <td>12.5以上</td> </tr> <tr> <td>7 d</td> <td>22.5以上</td> </tr> <tr> <td>N/mm²</td> <td>28 d</td> <td>42.5以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水和熱</td> <td>7 d</td> <td>3.50以下</td> </tr> <tr> <td>J/g</td> <td>28 d</td> <td>4.00以下</td> </tr> <tr> <td>酸化マグネシウム</td> <td>%</td> <td>5.0以下</td> </tr> <tr> <td>三酸化硫黄</td> <td>%</td> <td>3.0以下</td> </tr> <tr> <td>強熱減量</td> <td>%</td> <td>3.0以下</td> </tr> <tr> <td>全アルカリ(Na o eq)</td> <td>%</td> <td>0.75以下</td> </tr> <tr> <td>塩化物イオン</td> <td>%</td> <td>0.035以下</td> </tr> </tbody> </table>	品 質		規 格	比表面積	cm ² /g	2,500以上	凝 結 h	始発	1以上	終結	1.0以下	圧縮強さ	3 d	12.5以上	7 d	22.5以上	N/mm ²	28 d	42.5以上	水和熱	7 d	3.50以下	J/g	28 d	4.00以下	酸化マグネシウム	%	5.0以下	三酸化硫黄	%	3.0以下	強熱減量	%	3.0以下	全アルカリ(Na o eq)	%	0.75以下	塩化物イオン	%	0.035以下	アルカリ骨材反応抑制対策 改正及びJIS変更に伴う改訂
品 質		規 格																																																																																		
比表面積	cm ² /g	2,500以上																																																																																		
凝 結 h	始発	1以上																																																																																		
	終結	1.0以下																																																																																		
圧縮強さ	3 d	7.0以上																																																																																		
	7 d	15.0以上																																																																																		
N/mm ²	28 d	30.0以上																																																																																		
水和熱	7 d	8.4以下																																																																																		
	cal/g (J/g)	28 d	9.6以下																																																																																	
酸化マグネシウム	%	5.0以下																																																																																		
三酸化硫黄	%	3.0以下																																																																																		
強熱減量	%	3.0以下																																																																																		
全アルカリ(Na o eq)	%	0.75以下																																																																																		
塩素	%	0.02以下																																																																																		
品 質		規 格																																																																																		
比表面積	cm ² /g	2,500以上																																																																																		
凝 結 h	始発	1以上																																																																																		
	終結	1.0以下																																																																																		
圧縮強さ	3 d	12.5以上																																																																																		
	7 d	22.5以上																																																																																		
N/mm ²	28 d	42.5以上																																																																																		
水和熱	7 d	3.50以下																																																																																		
	J/g	28 d	4.00以下																																																																																	
酸化マグネシウム	%	5.0以下																																																																																		
三酸化硫黄	%	3.0以下																																																																																		
強熱減量	%	3.0以下																																																																																		
全アルカリ(Na o eq)	%	0.75以下																																																																																		
塩化物イオン	%	0.035以下																																																																																		
1-117	3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	1 2 . 請負者は、砂セントルを解体するにあたり、打設したコンクリートの圧縮強度が13.7 N/mm ² (140 kg/cm ²) 以上かつコンクリート打設後3日以上経過した後に行わなければならない。	1 2 . 請負者は、砂セントルを解体するにあたり、打設したコンクリートの圧縮強度が14 N/mm ² 以上かつコンクリート打設後3日以上経過した後に行わなければならない。	道路橋示方書により圧縮強度の修正																																																																																
1-185	第3節コンクリート 5-3-1 一般事項 銘板表示例	追加	擁壁 カルバート 橋脚、橋台、堰、水門、樋門 トンネルの各銘板の表示内容の追加 施工者 会社 の下に 設計者 会社 を追加	銘板に設計者名を追加																																																																																
1-189	表 5-1 配合表	注2) 設計図書に塩害対策を必要とする旨、明示した場合の橋梁上部工に用いるコンクリートの水セメント比は50%以下、橋梁下部工に用いるコンクリートの水セメント比は55%以下を標準とする。	注2) 設計図書に塩害対策を必要とする旨、明示した場合の橋梁上部工に用いるコンクリートの水セメント比は50%以下を標準とする。	道路橋示方書(H14)の規定と整合																																																																																

三重県公共工事共通仕様書改訂内容 H16.4.1

ページ	条	現 行	改訂(案)	改訂理由
6-29	第6節標識工 2-6-2材料表2-11 [その他材料]の[材料]欄	取付金具、ボルト、キャップ等の種類規格は設計図書によるものとする。	取付金具、ボルト、キャップ等の種類規格は設計図書によるものとする。 使用するシングルナット及びダブルナットのロックナット側はすべてゆるみ止め機能を持ったナットを使用すること。なお、施工時に一度ゆるめたり、はずしたりしたゆるみ止ナットの再利用はしないこと。	
6-65	5-4-3 ポストテンション T(I) 桁製作工	5.(1) グラウトは、膨張率が0%の配合とするものとする。	5.(1) グラウトは、膨張率が0.5%以下の配合とするものとする。	訂正
8-13	第2節適用すべき諸基準	(下水道用図書)に追加 (集落排水用図書)に追加	(社)下水道業務管理センター 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル(平成14年) 農業集落排水施設のコンクリート防食設計・施工の手引き(設計編・施工編)(平成14年)	基準の追加
201	出来形管理基準及び規格値	1 1 港湾・漁湾編 7 ケーソン 6 ケーソン据付 2 施工 2) ケーソン据付 天端高さ 許容範囲 +3cm -1cm 延長 許容範囲 +3cm -1cm	1 1 港湾・漁湾編 7 ケーソン 6 ケーソン据付 2 施工 2) ケーソン据付 天端高さ 許容範囲の数値を削除 延長 許容範囲の数値を削除	訂正
351	写真管理基準 撮影箇所一覧表	追加	水道・工業用水道関係、水路工、農用地開発工事、ほ場整備工事、頭首工事、筋工・柵工、伏工、張芝水路工、植栽等、保安林改良防災林造成森林整備等について、写真管理基準 撮影箇所一覧 を追加 (別紙)	写真管理基準撮影箇所一覧表に工種を追加
431	段階確認書		現場代理人、監督員の印削除	電子納品に伴う事務の簡略化
431-1	電子媒体納品書		電子化できなかった書類名記述欄を追加(別紙)	
431-2	出来形管理表を追加		(別紙)	電子納品における印不要に伴う措置
431-3	品質管理表を追加		(別紙)	電子納品における印不要に伴う措置
434	測定結果一覧表		測定者の印削除	電子納品に伴う事務の簡略化
435	出来形品質管理図表		測定者の印削除	電子納品に伴う事務の簡略化
436	出来形品質管理図		測定者の印削除	電子納品に伴う事務の簡略化
438	アスファルト混合物の敷均し時の温度測定		測定者、施工管理担当者、主任(監理)技術者、施工管理技術者の印削除	電子納品に伴う事務の簡略化
439	塗膜厚測定管理表		測定者、施工管理担当者、主任(監理)技術者、施工管理技術者の印削除	電子納品に伴う事務の簡略化
441	コンクリート中の塩分測定表		測定者、施工管理担当者、主任(監理)技術者、施工管理技術者の印削除	電子納品に伴う事務の簡略化
443	ISO14001		環境方針・運用手順書(別紙)	ISO14001 環境方針の改訂に伴う改訂